55 新規就農者育成総合対策

【令和４年度予算概算決定額 20,700（20,501）百万円】
（令和３年度補正予算額 2,900百万円）

＜対策のポイント＞

農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため、**経営発展のための機械・施設等の導入**を**地方と連携して親元就農も含めて支援**するとともに、伴走機関等による**研修向け農場の整備**、**新規就農者への技術サポート**、**職業としての農業の魅力の発信**等の取組を支援します。また、**就農に向けた研修資金**、**経営開始資金**、**雇用就農の促進のための資金の交付**、農業大学校・農業高校等における**農業教育の高度化**等の取組を支援します。

＜事業目標＞

40代以下の農業従事者の拡大（40万人［令和５年まで］）

＜事業の内容＞

１．経営発展への支援

就農後の経営発展のために、県が**機械・施設等の導入を支援**する場合、県支援分の２倍を国が支援します。

２．資金面の支援

① **新たに経営を開始する者**に対して、資金を助成します。
② **研修期間中の研修生**に対して、資金を助成します。
③ **雇用元の農業法人等**に対して、資金を助成します。

３．サポート体制の充実・人材の呼込みへの支援

① 農業団体等の伴走機関が行う実践的な**研修農場の整備**、地域における**就農相談員**の設置、**先輩農業者等**による新規就農者への技術面等のサポートを支援します。
② 農業大学校・農業高校等における**農業教育の高度化**を支援します。
③ 農業就業体験、就農相談会の開催等による**多様な人材の確保**を支援します。

（令和３年度補正予算）新規就農者確保緊急対策

就農準備を支援する資金の交付、農業法人等での実践研修等を支援します。

＜事業の流れ＞

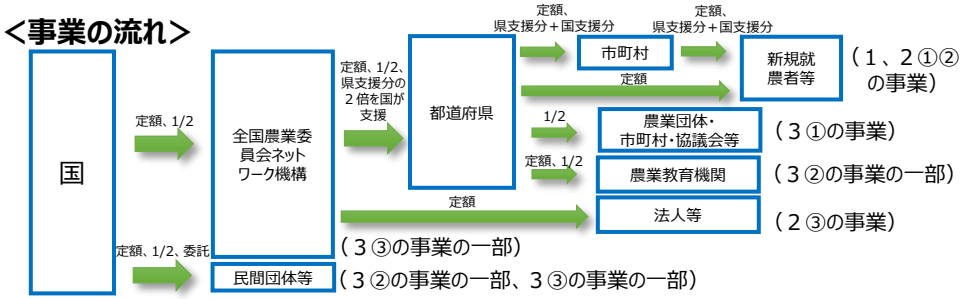

＜事業イメージ＞

１．経営発展への支援

経営発展支援事業※１
（機械・施設、家畜導入、果樹・茶改植、リース料等が対象）
対象者：認定新規就農者※２（就農時49歳以下）
支援額：補助対象事業費上限1,000万円（２①の交付対象者は上限500万円）
補助率：県支援分の２倍を国が支援（国の補助上限1/2 〈例〉国1/2,県1/4,本人1/4)

２．資金面の支援

① 経営開始資金※３
対象者：認定新規就農者※４(就農時49歳以下)
支援額：12.5万円/月(150万円/年)※５
×最長３年間
補助率：国10/10

② 就農準備資金※３
対象者：研修期間中の研修生(就農時49歳以下)
支援額：12.5万円/月(150万円/年)※５
×最長２年間
補助率：国10/10

③ 雇用就農資金
対象者：49歳以下の就農希望者を新たに雇用する農業法人等、雇用して技術を習得させる機関
支援額：最大60万円/年×最長４年間
補助率：国10/10

３．サポート体制の充実・人材の呼込みへの支援

① サポート体制構築事業※１
・農業団体等の伴走機関が行う研修農場の機械・施設の導入等を支援
・就農相談員 :資金・生活面等の相談
・先輩農業者等 :技術・販路確保等の指導

② 農業教育高度化事業
農業大学校、農業高校等における
・農業機械・設備等の導入
・国際的な人材育成に向けた海外研修
・スマート農業、環境配慮型農業等のカリキュラム強化
・出前授業の実施、リカレント教育の充実 等

③ 農業人材確保推進事業 インターンシップ、新・農業人フェアの実施 等

※１ 取組計画に応じた事業採択方式
※２ 新規参入者、親元就農者（親の経営に従事してから５年以内に継承した者）が対象
※３ 前年の世帯所得が原則600万円未満の者を対象
※４ 新規参入者、親元就農者(親の経営に従事してから５年以内に継承した者)のうち新規作物の導入等リスクのある取組を行う者が対象
※５ 支払方法は、月ごと等、選択制

［お問い合わせ先］経営局就農・女性課（03-3502-6469）